

障がい者用駐車場は適正に利用しましょう！

障がい者用駐車場は、身体障がい者や高齢者、妊婦の方など、歩行が困難な方のための駐車スペースです。

しかし、現状は必ずしもこのスペースを必要としない方々の利用により、必要としている方々の利用ができない場合があります。

この場所を本当に必要としている、身体障がい者や高齢者、妊婦の方などが駐車できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、各施設における身体障がい者駐車場の整備や見やすい案内表示の設置の促進を図るため、県と障がい者団体が協働で「わかりやすい表示」の一つの方法として、障がい者用駐車場の青色塗装を進めており、このたび、菖蒲町菖蒲地内において2月16日(水)に施工されました。



完成した障がい者用駐車場



障がい者団体による駐車場の青色塗装の様子

小児慢性特定疾患医療給付の継続申請を受け付けます

受給者証をお持ちの方を対象に、住所を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます。

対象 現在、受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20

問合せ 障がい者福祉課自立支援係（内線3245）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線141／栗橋・内線235／鷺宮・内線163）

歳未満の方

期間 4月28日(木)～6月15日(水)（土・日曜日、祝日は除く）

必要書類 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係

マタニティマークを

「ご存知ですか？」

マタニティマークとは、全国で統一されている妊産婦さんのシンボルマークです。

このマークをつけている妊産婦さんに気づいたら、「電車、バスなどでは席を譲る」、「近くでの喫煙は控える」などの思いやりと気遣いをお願いします。

問合せ

各保健センター母子保健係

中央 ☎21・5354

菖蒲 ☎85・7021

栗橋 ☎53・1111

（内線612）

鷺宮 ☎58・8521



証明書など

問合せ 幸手保健所

☎42・1101

年金コラム

就職、退職、結婚した時などには年金の届出が必要です

20歳から60歳になるまでの40年間は、国民年金に加入することになります。

職業などにより加入者（被保険者）は、次の3種類に分かれます。

- ①第1号被保険者（農業、自営業、学生、アルバイト等）
- ②第2号被保険者（会社員や公務員等）
- ③第3号被保険者（会社員等に扶養されている配偶者）

就職、退職、結婚等により加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。届出の際は、年金手帳や証明書等を持参してください。

問合せ 市民課市民係（内線2663）／各総合支所市民税務課（菖蒲・内線121／栗橋・内線215／鷺宮・内線128）

春日部年金事務所 ☎048・737・7510

別表

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続き等【厚生年金被保険者（第2号被保険者）加入の方は除く】	年金事務所から送られている案内書	・第1号被保険者：市役所市民課、各総合支所市民税務課 ・第3号被保険者：配偶者の勤務先
会社等に就職したとき	厚生年金等（第2号被保険者）加入の手続き	勤務先で確認	勤務先
会社等を退職したとき	国民年金（第1号被保険者）加入の手続き	年金手帳、退職日の分かる証明書（離職票等）	市役所市民課、各総合支所市民税務課
配偶者（第2号被保険者）の扶養に入ったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続き	配偶者の勤務先で確認	配偶者の勤務先
配偶者（第2号被保険者）の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更の手続き	年金手帳、扶養喪失日の分かる証明書（扶養喪失証明書等）	市役所市民課、各総合支所市民税務課

※20歳（第1号被保険者）の方で学生納付特例を申請する場合には、学生証が必要です。